

岩手県監査委員告示第31号

行政監査及び定期監査の結果の公表（令和6年岩手県監査委員告示第17号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県教育委員会から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年5月10日

岩手県監査委員 五日市 王  
岩手県監査委員 川村 伸 浩  
岩手県監査委員 五味 克 仁  
岩手県監査委員 中野 玲 子

- 1 監査対象機関名 岩手県立野外活動センター
- 2 監査実施日
  - (1) 予備監査実施日 令和5年11月28日
  - (2) 本監査実施日 令和6年2月6日
- 3 監査結果の公表の日 令和6年4月5日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
委託業務の契約に当たり、契約の相手方に徴収させた施設利用者等からの食事代を県の収入とせず、本来支払うべき経費に充当させていたものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	令和7年度予算で食事代に係る歳入・歳出予算の計上に向け、予算主管室課等と調整を進めることとした。 なお、現契約は令和5年度から令和7年度までの長期契約であり、受託先と、令和7年度からの取扱い変更に関して事前確認済であること。 当該契約内容が、総計予算主義（地方自治法第210条：収入及び支出全ての歳入歳出予算への計上）に反することの認識がなく予算を計上していたもの。 今後は、既存の委託事業チェックリストに、総計予算主義に反していないことをチェックする項目を加えて確認することとした。